

一般事業主行動計画

【次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型】

職員が仕事と家庭を両立させることができ、男女ともに働きやすい環境の整備を行うことにより、能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標① 男性職員の育児休業取得率 50%以上 (次)

<対策>

令和8年4月～ 男性職員の育児休業に対し、理解を深め、積極的な取得を促進
代替職員の確保、業務内容や業務体制の見直し 等

目標② 全職員の時間外労働時間を月平均 30%削減 (次/女)

<対策>

令和8年4月～ 時間外労働時間数の多い事業所から業務内容の見直し
必要に応じて人員の確保 等

目標③ 年次有給休暇の取得率 80%以上 (次/女)

<対策>

令和8年4月～ 年次有給休暇日数を把握し、計画的な取得を推進
管理職が率先して取得し、積極的に取得しやすい環境の整備 等

社会福祉法人敬心会